

堺市公報 第125号	令和2年6月19日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

<告示>

- 住居表示の実施に伴う町の区域の変更及び新設の案について
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】・・・・・・・・・・・・ 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】・・・・・・・・・・・・ 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】・・・・・・・・・・・・ 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】・・・・・・・・・・・・ 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】・・・・・・・・・・・・ 8
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】・・・・・・・・・・・・ 8

<公告>

- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・ 14
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・ 14

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・ 15

○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について

【建設局公園緑地部公園監理課】・・・・・・・・・・・・・・ 15

告 示

堺市告示第223号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、住居表示を実施するために行う町の区域の変更及び新設の案を次のとおり告示する。

令和2年6月19日

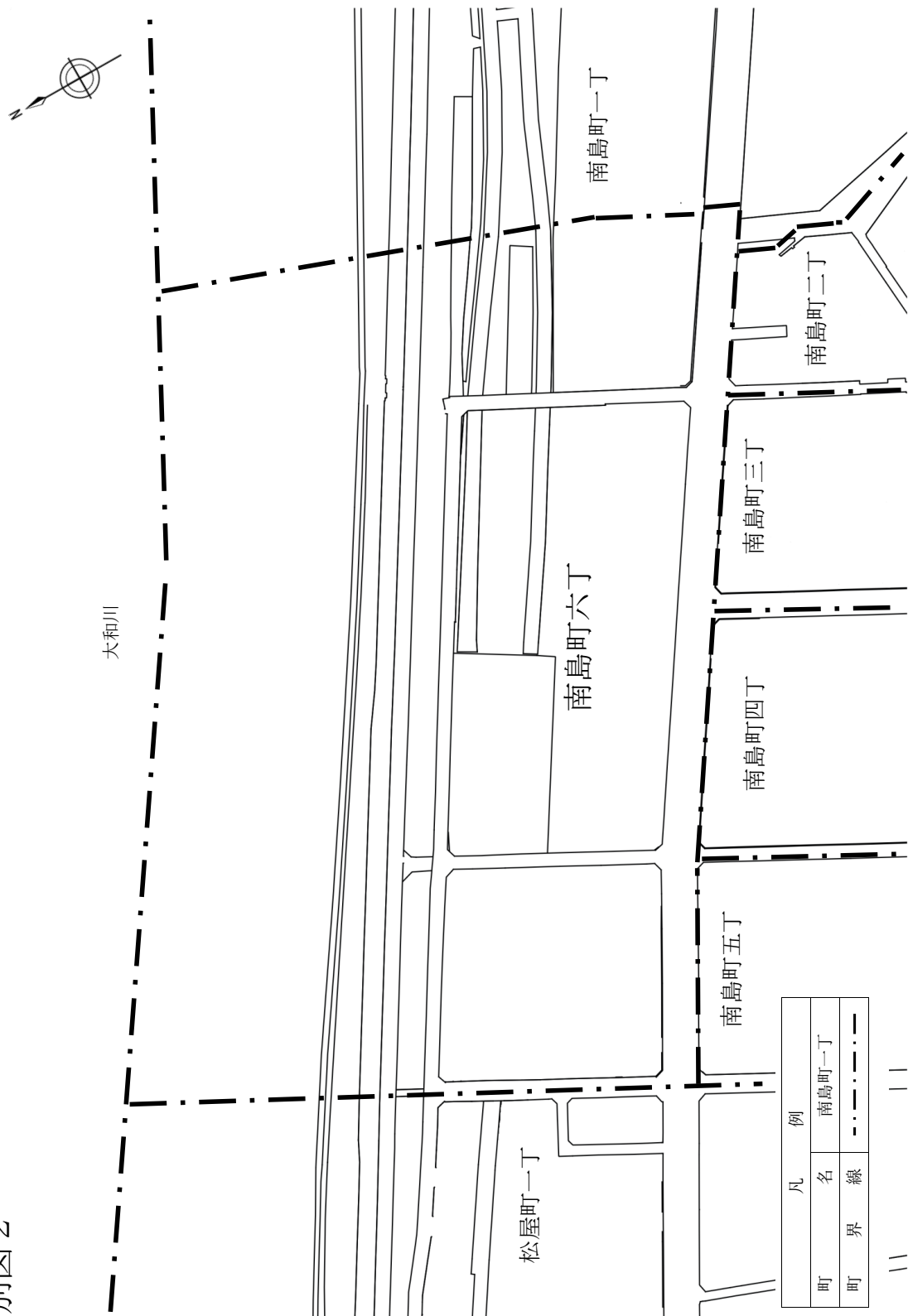
堺市長 永 藤 英 機

- 1 南島町一丁、南島町二丁、南島町三丁、南島町四丁及び南島町五丁の区域をそれぞれ別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって南島町^{みなみしまちょう}六丁を別図2に示すとおり新設する。

別図1



別図2



堺市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 CLAN	重度訪問介護	訪問介護CLAN堺	大阪府堺市堺区海山町四丁167-5 メゾン海山町102号	令和2年6月1日
医療法人 横敏会	自立訓練（生活訓練）	しろくま	大阪府堺市東区日置荘西町四丁11番25号	令和2年6月1日
シャローム 株式会社	生活介護	やすらぎの介護シャローム平井晴れる家リゾート	大阪府堺市中区平井533-1	令和2年6月1日
一般社団法人 May Lily	就労継続支援（B型）	a d a p t	大阪府堺市東区日置荘原寺町409番地1	令和2年6月1日
株式会社 絆	居宅介護	ヘルパーステーション絆菩提	大阪府堺市美原区菩提30番地5	令和2年6月1日
株式会社 絆	重度訪問介護	ヘルパーステーション絆菩提	大阪府堺市美原区菩提30番地5	令和2年6月1日

堺市告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
南堺病院	堺市中区大野芝町292番地	免疫に関する医療	令和2年6月1日

~~~~~

## 堺市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名              | 医療機関所在地                     | 種別   | 指定年月日    |
|--------------------|-----------------------------|------|----------|
| 薬局マツモトキヨシ大仙店       | 堺市堺区大仙西町6丁184-3 1F          | 薬局   | 令和2年6月1日 |
| つばみ薬局 津久野店         | 堺市西区津久野町1丁9-21 プラントール102号   | 薬局   | 令和2年6月1日 |
| なないろ薬局             | 堺市東区西野461-6 松井ビル102         | 薬局   | 令和2年6月1日 |
| 訪問看護ステーション ケアリング   | 堺市東区引野町2丁102番地4             | 訪問看護 | 令和2年6月1日 |
| N-a-r-t 訪問看護ステーション | 堺市堺区戎之町東3丁2番30号 リスペースワン302号 | 訪問看護 | 令和2年6月1日 |

|              |              |      |          |
|--------------|--------------|------|----------|
| 小出訪問看護ステーション | 堺市南区城山台3-3-2 | 訪問看護 | 令和2年6月1日 |
|--------------|--------------|------|----------|

堺市告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名        | 医療機関所在地                           | 種別 | 更新年月日    |
|--------------|-----------------------------------|----|----------|
| エブリー薬局       | 堺市北区新金岡町5-1-1 F3                  | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| オレンジ薬局 なかもず店 | 堺市北区百舌鳥梅町3丁1-3                    | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| 木下薬局         | 堺市西区浜寺諏訪森町中2-186-2                | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| サエラ薬局 アリオ鳳店  | 堺市西区鳳南町3丁199番12号 アリオ鳳アリオモール2階2110 | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| 堺プラザ薬局       | 堺市堺区市之町西3-2-14 和合ビル1F             | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| サン薬局 鳳店      | 堺市西区鳳東町2-183-5-1 F                | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| スギ薬局 堺東雲店    | 堺市堺区東雲西町3丁6番25号                   | 薬局 | 令和2年5月1日 |
| そうごう薬局 初芝店   | 堺市東区日置荘西町1丁20-5                   | 薬局 | 令和2年5月1日 |

|                 |                                          |      |          |
|-----------------|------------------------------------------|------|----------|
| 深井ファミリー薬局       | 堺市中区深井沢町3147－1<br>コーポ山内1階                | 薬局   | 令和2年5月1日 |
| 北条おおた薬局         | 堺市西区北条町1－36－41                           | 薬局   | 令和2年5月1日 |
| よろこんぶ訪問看護ステーション | 堺市東区日置荘西町2－5－16 Fiore HATSUSHI<br>BA102号 | 訪問看護 | 令和2年5月1日 |

## 堺市告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名         | 医療機関所在地        | 種別         | 辞退年月日      |
|---------------|----------------|------------|------------|
| 医療法人いずみ会 阪堺病院 | 堺市堺区大浜北町1丁8番8号 | 形成外科に関する医療 | 令和元年12月31日 |

## 堺市告示第229号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機



| 氏名    | 診療科           | 指定科目                      | 医療機関の名称                | 所在地                | 指定年月日    |
|-------|---------------|---------------------------|------------------------|--------------------|----------|
| 中村 卓  | 整形外科          | 肢体不自由                     | 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院 | 堺市北区長曾根町1179番地3    | 令和2年6月1日 |
| 松本 直樹 | 脳神経外科         | 肢体不自由                     | 医療法人恵泉会 堺平成病院          | 堺市中区深井沢町6番地13      | 令和2年6月1日 |
| 木村 直幹 | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科   | 聴覚障害・平衡機能障害、音声言語・そしゃく機能障害 | 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院    | 堺市中区東山500番地3       | 令和2年6月1日 |
| 馬場 俊雄 | 心臓病センター 血管外科  | 心臓機能障害                    | 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院    | 堺市中区東山500番地3       | 令和2年6月1日 |
| 江口 陽介 | 呼吸器センター 呼吸器内科 | 呼吸器機能障害                   | 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院    | 堺市中区東山500番地3       | 令和2年6月1日 |
| 前田 裕弘 | 血液内科          | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害       | 医療法人浩仁会 南堺病院           | 堺市中区大野芝町292        | 令和2年6月1日 |
| 段原 直行 | 内科            | 肝臓機能障害                    | 社会医療法人頌徳会 日野病院         | 堺市東区北野田626番地       | 令和2年6月1日 |
| 熊谷 天哲 | 人工透析内科・内科     | じん臓機能障害                   | 医療法人安和会 なかもずクリニック      | 堺市北区金岡町1382-1      | 令和2年6月1日 |
| 太田 三徳 | 呼吸器外科         | 呼吸器機能障害                   | 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院 | 堺市北区長曾根町1179番地3    | 令和2年6月1日 |
| 橋本 洋之 | 内科            | 肢体不自由                     | はしもとクリニック              | 堺市西区上野芝向ヶ丘町5丁6番26号 | 令和2年6月1日 |

|       |                |             |                                         |                         |              |
|-------|----------------|-------------|-----------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 河原崎 知 | 脳神経外科          | 肢体不自由       | 社会医療法人ペ<br>ガサス 馬場記<br>念病院               | 堺市西区浜<br>寺船尾町東<br>4-244 | 令和2年6月1<br>日 |
| 倭 成史  | 腎代謝免疫<br>内科    | じん臓機能<br>障害 | 地方独立行政法<br>人堺市立病院機<br>構 堺市立総合<br>医療センター | 堺市西区家<br>原寺町1丁<br>1番1号  | 令和2年6月1<br>日 |
| 岸本 武利 | 泌尿器科（<br>人工透析） | じん臓機能<br>障害 | 公益財団法人<br>浅香山病院                         | 堺市堺区今<br>池町3丁3<br>番16号  | 令和2年6月1<br>日 |
| 森口 知則 | 循環器内科          | 心臓機能障<br>害  | 森ロクリニック                                 | 堺市堺区榎<br>元町6丁5<br>番12号  | 令和2年6月1<br>日 |

## 公 告

堺市公告第356号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第3号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年6月4日

堺 市

1 利用権設定各基明細

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       |               | 利用権を設定する農地 |       |       |                | 利用権を設定する者(貸し手) |                   | 設定する利用権 |           |           |          |           |
|------------------|-------|---------------|------------|-------|-------|----------------|----------------|-------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 住所               | 氏名    | 所在            | 地番         | 現況地目  | 地積(㎡) | 住所             | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容      | 始期        | 終期        | 借賃(円)    | 借賃の支払い方法  |
| 堺市東区高松5番地        | 阪口 茂樹 | 東区石原町2丁       | 239        | 田     | 1,335 | 堺市東区石原町4丁261番地 | 久保 博之          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和2年7月1日  | 令和5年6月30日 | -        | -         |
|                  |       | 堺市北区野遠町276番地7 | 永木 勉       | 北区野遠町 | 263   | 田              | 1,226          | 堺市北区野遠町614番地      | 織田 二三   | 使用貸借による権利 | 田として利用    | 令和2年7月1日 | 令和5年6月30日 |
| 堺市美原区阿弥60番地      | 松原 秀知 | 美原区阿弥         | 209-1      | 田     | 2,641 | 堺市北区金岡町1857番地  | 池側 吉豊          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和2年7月1日  | 令和5年6月30日 | -        | -         |
| 堺市中区深阪2丁3番45号    | 小西 宏幸 | 南区小代          | 244-1      | 田     | 939   | 堺市南区小代326番地    | 大仲 爲次          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和2年8月1日  | 令和5年7月31日 | -        | -         |
|                  |       | 南区小代          | 244-3      | 田     | 904   |                |                |                   |         |           |           |          |           |
|                  |       | 南区小代          | 246-1      | 田     | 837   |                |                |                   |         |           |           |          |           |
| 堺市中区深阪2丁3番45号    | 小西 宏幸 | 南区小代          | 244-5      | 田     | 1,157 | 堺市南区小代337番地1   | 大仲 眞弓          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和2年8月1日  | 令和5年7月31日 | -        | -         |
|                  |       | 南区小代          | 244-6      | 田     | 1,121 |                |                |                   |         |           |           |          |           |

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市堺区三宝町三丁207番1の一部及び207番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区三宝町三丁20番地1
株式会社細田工務店
代表取締役 細田 賢一

~~~~~

## 堺市公告第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区菅生668番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市美原区菩提22番地1 Feliseed菩提201号  
高岡 和也

~~~~~

堺市公告第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区八田南之町179番1及び179番4から179番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府和泉市仏並町97番地

有限会社アंक

取締役 藤林 大介

~~~~~

## 堺市公告第360号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称  | 位 置        |
|----|------|------------|
| 1  | 久世公園 | 堺市中区平井326番 |

## 2 区域

別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和2年6月19日



別紙

